

# 宴会ご利用規約

## 1. 宴会時間と追加室料

宴会場の使用開始から終了までの契約時間（以下宴会時間と称します）は、所定の室料をお支払いいただいております。宴会時間を超過した場合は追加室料をお支払いいただきます。但し、次の宴会場使用時間との関連で、使用時間超過に依りられない場合もございます。

## 2. 申込金

宴会等の予約に際し、期限を定めて申込金をお支払いいただきます。申込金金額は宴会等の内容に基づき当施設より提示させていただきます。

## 3. 料金の支払い

宴会等の費用に関し、宴会見積金額を原則として宴会等開催日の10日前迄に現金又は、銀行振込にてお支払いいただきます。ご利用料金は予告なく変更される場合がございます。予め、ご承知ください。

## 4. 有料人数の確認

料理等を用意する人数（以下有料人数と称します）の最終決定は、宴会等開催日3日前の正午までに、当施設係員にご連絡願います。それ以降は全ての手配が完了となり、宴会等開催日に有料人数より減少した場合でも、最終有料人数分の料金をご請求させていただきます。

## 5. 禁止事項

下記項目は禁止事項となっております。

1. 補助犬（盲導犬・聴導犬・介護犬等）以外の犬・猫・小鳥・その他の愛玩動物・家畜類等の持ち込み
2. 発火・引火性の危険物の持ち込み
3. 悪臭を発する物の持ち込み
4. 賭博等風紀を乱す行為、または他のお客様の迷惑になるような行為・言動
5. 施設施設什器備品の移動
6. 予約時の使用目的以外の使用
7. 鳴り物とお香の利用
8. パブリックスペース・ロビーでのディスプレイ・物品販売及び、飲食
9. 会場内への飲食物の持ち込み
10. その他法令または公序良俗に反する行為

## 6. 損害賠償

お客様（お客様側の全ての関係者を含む）は、当施設什器備品等を破損しないようご注意ください。施設什器備品等に破損等損害が生じた場合は、その損害を賠償していただきます。

## 7. 契約の解除

当施設は、次に掲げる場合において、宴会等利用契約に応じないことがあります。また、宴会等利用契約後であっても、契約を解除することがあります。

1. 宴会等に出席する利用客の中に次の事由に該当する者がいるとき (1) 暴力団員又はその関係者、暴力団関係企業・団体又は、その関係者、その他反社会勢力 (2) 暴力団又は、暴力団員が事業活動を支配する法人・その他の団体 (3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき
2. 当施設の他の利用者に著しい迷惑を及ぼす行動・言動をしたとき
3. 当施設又はその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき
4. 「宴会ご利用規約」に違反の場合